

新旧対照表（案）

○採石法施行細則（第2条関係）

| 新 | 旧 |
|--|-------------------------|
| 第1条 (略) <u>(採石業務管理者試験)</u> | 第1条 (略) |
| 第2条 <u>知事は、採石業務管理者試験を実施するときは、当該試験を施行する場所及び期日並びに受験願書の提出期限を、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。</u> | (新規) |
| 第3条 (略) | 第2条 (略) |
| 別記様式 <u>(第3条関係)</u> (略) | 別記様式 <u>(第2条関係)</u> (略) |